

# 仏教の平等観と差別問題

近 藤 祐 昭

Kondo, Yusho

## 抄録

世界各国に、様々な差別問題があるが、宗教は差別問題と深いかかわりを持っている。差別は人間の考え方生き方にかかわる問題であり、宗教も人間の考え方生き方に深くかかわっている。日本の差別問題は仏教と深いかかわりがある。仏教はカースト＝ヴァルナ制度による厳しい差別を抱えたインドにおいて、優れた平等観を明らかにしていった。しかしその仏教の中にも、様々な差別思想が入り込んできた。インドと日本の差別問題と仏教のかかわり、そして差別からの解放への課題について考察する。

キーワード：人間の尊厳、平等観、無我、エゴイズム、業報思想、主体性、当事者運動

## 1 はじめに

仏教思想の大切な特徴の一つが、平等観である。仏教が誕生したインド社会は、カースト＝ヴァルナ制度による厳しい差別社会であった。人々の生活は、カースト＝ヴァルナによって厳しく分断され、人間の尊厳も奪われていった。そうした現実の中で仏教は、いのちとは何か、人間とは何かを明らかにしていった。いのちのつながりとその不可分性を大切にし縁起思想を明らかにしていった。

差別は人と人を切り離していく。いのちはつながりの中で存在するが、差別はそのことを奪っていかうとする。差別は人と人を分断し孤立させていかうとする。

人間とは何か、人間のいのちとは何か、私のいのちは他者のいのちとどのようにつながり、無限のいのちとどのようにつながっていくのかといったことが大切な課題としてあったように思う。それは、自己と他者、主体と客体、個人と社会の関係などの課題でもあると思う。

## 2、個人の尊厳と無我

人間は自立的・主体的存在であるとともに、他者とのかかわり、社会や環境とのかかわりの中で生きる存在である。

自己と他者、個人と社会は絶えずさまざまな緊張関係を生み出し、対立し葛藤しながら展開していく。仏教は主に自己の側から他者や社会とのかかわりを見ていった。自己の側の煩惱やエゴイズム（利己主義）を主に課題としていった。そして「我執」から解放された「無我」の中に救い・解放を見ていった。

仏教は縁起思想に基づいて自他不二という考え方に立っており、「我執」からの解放は「自

己の無我」で完結するのではなく「他者の無我」へと展開する。他者の無我が実現しない限り、自己の無我也完結しない。他者が無限であり、限りなく生み出されていくとすれば、私の救い・解放も無限の課題となり、無限の道程を必要とする。大切なのは「救い・解放」という結果よりも、必ず救われていく道を得ることであると言えよう。

もっとも戦前において、無我が「滅私奉公」と結び付けて解釈され、全体主義思想を支え、個人の尊厳を見失っていくこともあった。信楽峻磨は、仏教の日本の変貌の中で、無我也変質していったと次のように述べている（信楽 1994：254）。

無我はもっぱら『没我』、『滅私』という思想になってゆきました。没我、滅私とは、いっさいの私心を放棄することを意味しますが、それが近代以来の天皇制に重なってまいりますと、滅私奉公と言われたように、いっさいの私心をなげうって天皇に献身するという論理となります。

無我はエゴイズム（利己主義）を否定するものであると思うが、「我」「個我」そのものを否定するものではないし、個人の尊厳を否定するものではない。<sup>1)</sup> 無我とは「我」に対する執着からの解放であり、「我」を「実体化」し「絶対化」し、「虚構化した我」に執着していくことからの解放である。それは縁起によって存在する我を否定するものではなく、縁起から離れて独立自存するものと執着する我の否定である。

しかし無我を没我・滅私と理解することによって、戦後においても個人の尊重（日本国憲法第13条）、個人の尊厳（日本国憲法第24条）などは、仏教者によって否定的に受け止められることがしばしばあったように思う。

戦後の憲法改正において、戦前の日本の全体主義を見直し、一人ひとりの人間を大切にす国家が目指され、憲法の条文に「個人の尊重」「個人の尊厳」が明記されていった。それは全体主義の否定であったが、同時に利己主義も否定するものであった。宮沢俊義は、個人の尊重を「個人主義の原理ないし人間主義を表現したもの」と捉え、次のように述べている（宮沢 1971：213）。

個人主義とは、人間社会における価値の根源が個々の人間にあるとし、何よりも先に個人を尊重しようとする原理を言う。個人主義は、一方において、他人の犠牲において自己の利益のみを主張しようとするエゴイズムに反対し、他方において、『全体』というような個人を超えた価値のために個人を犠牲にしてかえりみない全体主義に反対し、すべての個々の人間を自主的な人格として平等に尊重しようとする。

個人の尊厳は、私個人の尊厳を大切に考えるとともに、他者の一人ひとりの尊厳も大切に受け止めていく。利己主義は自己の利益だけを考え、他者の利益や尊厳につなげていくこと

はできない。他者のいのち、無限のいのちへのつながりを失っていくとき、私のいのちはむなしいものとなっていく。

### 3、人間の尊厳と苦悩からの解放

仏教は人間の煩悩や悪業<sup>2)</sup>とそれがもたらす苦悩を厳しく受け止めていくとともに、そうした人間における尊厳と、煩悩や悪業からの解放を求め続けてきた。そして煩悩や苦悩からの解放を人間の主体性に、人間の主体的な在り方や生き方に求めていった。他者のいのち、無限な命につながっていく生き方が求められた。それが仏道における「行」であり「信」であったと思う。

仏教においては、煩悩・罪業・苦悩からの解放は、結果よりもむしろ過程を大切にする。仏道とは必ず仏になることのできる道を歩み続けることである。成仏は仏道を歩むことの中にあるし、それを離れて成仏はありえない。

人間の苦悩のうち、衣食住など生存に直接必要な事柄については、まず結果が求められると思うが、自己実現など人間として生きることの意味や価値、充実・充足などは、結果よりも過程が重要であるし、過程の中にすべてが含まれていると言えよう。

人間の尊厳は、いのちの尊厳の中にある。すべていのちあるものはよりよく生きたいとする願い・思いがいのちと共に与えられている。そうした願い・思いを尊重していこうとすることが、いのちの尊厳であると思う。私の命だけでなく、どのような命も、より良く生きたい、いのちを輝かせたいという思いを必ず持っているし、そうした願いや思いを最も大切なものとして受け止めていこうとするものが、いのちの尊厳であると思う。

また人間は一人ひとり自らの意思をもった存在であり、主体的に生きようとする存在である。人間に与えられている意思と主体性を尊重していくことが、人間の尊厳を考えると大切である。もっとも人間の意思の中には、自己中心的なエゴイズムが絶えず入り込んでくる。そうしたエゴイズムと闘いながら、自らの意思を大切にし、主体的に生きていくことが求められる。

### 4、仏教と差別問題

仏教の教えが誕生したインドはアーリア民族による先住民族に対する支配とヒンズー教の教えによって、カースト＝ヴァルナ制度が築かれ、人々の分断と差別がされていった。差別は人と人を分断し、いのちのつながりを奪っていくものでもある。

インドにおいて、不可触民差別からの解放に取りくんだ不可触民出身のアンベードカル(1891～1956)は、インド独立後の最初の法務大臣として、インド憲法の制定(1949)に取り組み、憲法の条文において不可触民制を廃止した。<sup>3)</sup>しかしそれだけでは不可触民差別を解決することはできなかった。アンベードカルは死の直前にヒンズー教から仏教へ改宗(1956)した。アウトカースト約30万人が同時に改宗したと言われる(山崎 1979:132)。カースト

ト=ヴァルナ制度を支えてきたヒンズー教からカースト=ヴァルナ制度を否定する仏教への改宗であった。<sup>4)</sup>

アンベードカルは、身分や貧富、障がいの有無などに対する差別を前世の因縁、前世の業とするのは、ヒンズー教における靈魂の転生による考え方であり仏教はそのように考えないとする。アンベードカルは次のように述べている (B.R.Ambedkar = 1987 : 230 - 4)。

ヒンズーのカルマ論は靈魂を基にしているが仏教には靈魂は存在しない。ブラーミニズムのカルマ論は生まれによる世襲である。カルマは靈魂の転生により世代から世代へ移っていく。

人間の一つ一つの行為はその魂に記憶され、人が死に魂が離れる時その魂には生前の行為がすべて刻み込まれている。そして次の来世の誕生と地位を決定するのはこの記憶なのだ。非靈魂説の仏教とこのヒンズー理論が矛盾しているのは当然であり、同一である訳がない。

前世カルマが来世を支配するというヒンズー教義は正に邪悪なものである。このような教義を作り上げた目的は何であったのか。考えられる唯一の目的は、国あるいは社会が貧しく身分の低い人々の悲惨な状態に対し責任逃れするためである。さもなければこのような非人間的で馬鹿気た教義が考え出されるはずがない。

ヒンズー教は個我の実体性を認め、靈魂の転生を認めた。そして一人ひとりの置かれている境遇の違い、身分の違い、貧富の違い、障がいの有無、性別の違いなどを、一人ひとりの前世の業によるととらえて差別の仕組みを正当化していった。人間における歴史性や社会性を無視して、すべてを本人個人の業によるとしていった。

それに対して仏教は人間の業（行為）を縁起思想に基づいて受け止めていった。人間の行為の歴史性・社会性を大切にし、個我の実体性を否定（無我）し、個我の転生を実体的にとらえることを否定した。一人ひとりの置かれている境遇の違いや差別を、本人個人の前世の業によると実体的にとらえる考え方を否定した。

仏教は縁起思想・無我思想に基づいて、いのちのつながりを大切にした平等観を明らかにしていった。一切衆生とともに平等に救われていく、苦悩から解放され、限りないいのちにつながっていく道を明らかにしていった。

仏教は転生による差別を否定する。『ブッダのことば—スッタニパータ—』においては

生まれによって賤しき者となるのではない。生まれによってバラモンとなるのではない。行為によって賤しい人となり、行為によってバラモンとなる (中村訳 1958 : 31)。

と述べている。身分的差別としてのカースト=ヴァルナは「生まれ」によって決定される。バラモンはバラモンの親のもとに、バラモンの家に生まれたからバラモンであって、本人の努力や行為によってなれるものではない。しかし仏教はそうした考え方を否定した。

ヒンズー教は生まれを重視し、生まれを前世の業による転生ととらえ、カースト=ヴァルナ制度の固定化をしていったが、仏教はそれを否定していった。丘山新は

この『生まれ』による貴賤の否定は、おそらく当時の一般の人々にとってまさに革命的なことだったでしょう（丘山新 2005：61）。

と述べている。また金倉圓照は、次のように述べている（金倉 1967：46）。

仏教は - - - 中略 - - - 革新的宗教運動の一つであった。婆羅門教とちがって、ここでは宗教における社会的階級の意味は、全く否定せられる。四姓の別を格守し、階級の義務を励行することが、そのまま宗教的行為として、是認せられるようなことは通用しなくなった。

身分や貧富、障がいの有無などに対する差別を前世の因縁、前世の業とする考え方は、ヒンズー教のカルマ論の中に明確に見ることができる。そして仏教はそうした考え方を基本的には否定していった。しかし仏教の教えの中にもさまざまにヒンズー教の業報観が入り込み、差別を正当化していった。特に日本の仏教はそうした業報観の影響を強く受けてきた。

## 5、仏教の平等観と部落解放運動

日本における身分的差別も、触穢思想や因果応報（前世の悪業の報い）などの宗教思想と大きく関わってきた。日本における身分的差別である部落差別は、東西本願寺教団とのかかわりが特に大きく、西日本においては、被差別部落の人々の90パーセント以上が東西本願寺の門徒であったとみられている。<sup>5)</sup>親鸞の仏教には身分的差別を「前世の悪業の報い」とする考え方はなかったが、江戸時代に入ってそうした考え方が東西本願寺教団の中にも導入され強められていった。そして差別に対する諦めの教えとなっていった。

明治以後、教団改革の動きはあったが、封建教団の体質を変えていくことは容易ではなかった。そうした中で、部落の人々自身による差別からの解放運動である全国水平社が創立された。創立にあたって中心的に活躍したのは、西本願寺の末寺の出身である西光万吉（本名・清原一隆）であった。仏教の教え、親鸞の仏教は人々を分断し差別するものではなく、御同朋・御同行として連帯し尊重していくものであると受けとめ、そうした考え方に立ち返って差別からの解放運動を生み出していった。親鸞の仏教は、差別を前世の因縁として、運命として諦めて生きる教え（死の思想）ではなく、いのちのつながりとかがやきを求めて生きる教え

と受けとめていった。

西光万吉は「水平社創立趣意書」において次のように述べている（西光 1971、部落問題研究所篇 1971：126－7）。

諦めの運命より闘争の運命を自覚せよ。あらゆる苦難のある闘争のほうが、所謂美しい死よりもよいではないか、

吾々の運命は生きねばならぬ運命だ、親鸞の弟子なる宗教家？によって誤られたる運命の凝視、あるいは諦観は、吾々親鸞の同行によって正されねばならない。

吾々は大胆に前を見る、そこにはもうゴルゴンの影もない、火と水の二河のむこうによき日が照りがやいている、そしてそこへ吾等の足下から素晴らしい道が通じている。火水を恐れぬ堅固なる信者よ、無碍の一道だ。

西光は差別を前世の因縁として諦めて生きるのではなく、どんなに困難であっても諦めずに差別に向き合って生き抜いていくことが「親鸞の同行」としての生き方と受け止めていった。そして人間の尊厳といのちのかがやきを取り戻していく「無碍の一道」として水平社を生み出していった。

それにたいして、西本願寺の管長代理であった大谷尊由は『親鸞聖人の正しい見方』（1922年9月25日発行）を著作し水平社の親鸞主義を批判し次のように述べている（大谷 1922：103－5）。

近来頻りに各方面に親鸞聖人の同朋主義平等主義なるものが唱導されつつあります。

同朋とか平等とかいった思想は聖人の他力信仰が仏陀の前に跪いたときの、仏陀に対しての人間の取扱方なのであります。聖人のこの思想は信仰方面の考え方で、直ちに聖人の社会観として起こったものでないことは申す迄もありません。

大乘仏教の平等思想は、差別の現在相に平等性の充満せることを認め、差別相に屈執するがいけないと見るのであります。

差別を生ずるすべての原因が消滅しつくすことは人間の社会で到底望まれない、随って差別相も消滅しない、平等相に即して差別相を認め、差別相に即して平等相を認むる。此に社会問題解決の鍵が見出さるのであります。

聖人の同朋主義の価値は、之を法悦生活の上に体験せねばならない、社会改造の基調などに引き付けるには、余りに尊と過ぎるのであります。

大谷尊由は、自己への執着心を取り除くのが仏教であり、社会改造は仏教の課題ではないとする。差別は、それを生み出した原因（因果的必然）があるので、すべての差別相をなくすることはできない。仏教の平等観は心の平等を求めるものであって、社会的平等を求めものではないとする。心の平等と社会的平等を切り離し、仏教的平等は法悦生活の中で受け止めていくものであり社会改造の基調とするのは間違いであるとした。

この大谷尊由の著書に対して、西光万吉は直ちに論文「業報に喘ぐ—大谷尊由氏の所論について」（1922年9月26日執筆）を書き『中外日報』に連載（10月6日～12月27日）し、反論した。この執筆の日付は、『親鸞聖人の正しい見方』の発行日の翌日である。この日付に西光の強い思いが感じられる。いずれにしても西光の論文は大谷の著書が発行されると短時間で一気に書き上げられたものといえよう。それだけ西光にとってこの著書は見過ごすことのできないものであったし、また本願寺教団の教学に対してそれまで持っていた思いが、大谷の著書の発行によって一気にまとめられ執筆されたのであろう。

西光万吉は大谷が、差別を生み出す因果的必然を強調し、社会的差別はそのままにしておいて法悦生活の中だけで平等を受け止めていこうとすることに対して批判する。そして個人的（内面的）と社会的は切り離すことができないものであり、仏教的平等観を受けとめていく中で、社会的差別をなくしていこうとするのは自然ではないかと反論し次のように述べている（西光 1922、西光 1971：38）。

社会的といい個人的といい、科学的といい宗教的というも、それは相克し相排すべきものではない。われらはそれに囚われてはならぬ。そのいずれをも偶像にしてはならぬ。念仏者は自由人である。念仏者は人間を見る。業報にあえぎつつ白道を進む人間の相を見る。

西光は親鸞の仏教をとおして、部落外の人々による同情恩恵的な取り組みではなく、部落の人々自身による人間を尊敬することによる差別からの解放を目指した。自立的・主体的な当事者運動を生み出していった。生きることの喜びとかがやきを求めての無碍の一道として水平社運動を生み出していった。

## 6、結び

水平社運動は、仏教思想に基づいた当事者運動として、人権運動として、いのちのつながりと輝きを求めての運動として展開していった。そして同情恩恵の対象と見られることが多かった人々が、そう見ていた人々と社会の側の問題を明らかにし、その変革を求めるもので

もあった。それは日本の社会福祉の歴史の中でも、大切に受け止めていくことが必要であると思う。

(本稿は、日本仏教社会福祉学会第45回大会の大会シンポジウム(2010, 9, 5)での報告をもとに執筆した。)

#### 注

- 1) 中村(1956:89)は「自己を護ることが同時に他人の自己を護ることであるような自己は、もはや互いに相対立し相争うような自己ではない。すなわち一方の犠牲において他方が利益を得るといような自己ではない。むしろ他人と協力することによってますます実現されるどころの自己である。自我の観念と他我の観念とを撥無した場合に、自己の利が実現されるのである。」と述べている。仏教は他者と切り離された自己ではなく、縁起思想に基づいた、自他不二の自己とその尊厳を大切にしていっていった。
- 2) 仏教における悪業とは、世俗社会における犯罪行為などのみを意味するのではない。自己中心的な煩惱によって、他者の尊厳を奪ったり、他者を傷つけたり苦しめたりすることなども悪業と受け止められていくのだと思う。
- 3) インド憲法では「第17条『不可触賤民制』は廃止され、そのような慣行はいかなる形式においても禁止される。『不可触賤民制』に起因する無能力を強制することは、法律によって刑罰を科しうる犯罪とする。」(高木など編 1957:360)と規定している。
- 4) アンベドカルは1954年10月の全インド放送において次のように述べている。「自分の社会哲学は自由、平等、友愛であるが、これはフランス革命から学んだものではなく、わが師ブッダから学んだものである」(山崎 1979:129)
- 5) 西日本の被差別部落の人々の大半が東西本願寺教団の門徒であったことの原因は明らかではないが、真宗の教えや本願寺教団の布教のあり方とのかかわりがまず大きかったのだと思う。さらには、一向一揆に対する弾圧と支配政策とのかかわりなども考えられる。真宗と部落問題についての著書論文などは多数ある(河田 1994、中尾 1976、吉田 1987、近藤 1983 など)。

#### 文 献

- B.R.Ambedkar (1957) *The Buddha and his Dhamma* (= 1987, 山際素男訳『ブッダとそのダンマ』三一書房)  
中村元訳(1958)『ブッダのことば—スッタニパーター』岩波書店  
中村元(1956)『慈悲』平楽寺書店  
金倉圓照(1967)『インド哲学史』平楽寺書店  
山崎元一(1979)『インド社会と新仏教—アンベドカルの人と思想』刀水書房  
山崎元一(1986)「古代インドの差別—シュードラと不可触民—」西順蔵・小島晋治編『アジアの差別問題』明石書店  
丘山新(2005)『菩薩の願い—大乘仏教のめざすもの』NHK出版  
信楽峻磨(1994)『仏教の生命観』法蔵館  
高木八尺・末延三次・宮沢俊義編(1957)『人権宣言集』岩波書店  
宮沢俊義(1971)『憲法Ⅱ〔新版〕』有斐閣  
大谷尊由(1922)『親鸞聖人の正しい見方』興教書院

西光万吉（1922）「業報に喘ぐ」『中外日報』1922年10月6日～15日、12月23日～27日

西光万吉（1971）『西光万吉著作集』第1巻 濤書房

部落問題研究所編（1971）『水平運動史の研究』第2巻資料篇上 部落問題研究所

河田光夫（1994）『親鸞と被差別民衆』明石書房

中尾俊博（1976）『同朋運動』永田文唱堂

吉田証（1987）『親鸞教団と同和問題』解放出版社

近藤祐昭（1983）『部落差別と真宗の課題』永田文唱堂